



平成23年6月22日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者 取締役社長 清水 正孝
(コード番号 9501 東証・大証・名証第1部)
問合せ先責任者 経理部連結決算グループマネージャー
五反田屋 信明
(TEL 03-6373-1111)

(修正) 重要な後発事象の発生に伴う「平成23年3月期 決算短信【日本基準】(連結)」の一部修正に関するお知らせ

重要な後発事象の発生に伴い、平成23年5月20日に公表しました「平成23年3月期 決算短信【日本基準】(連結)」の一部を下記のとおり修正いたします。

なお、平成24年3月期の連結及び個別業績予想については、東北地方太平洋沖地震による被災の影響により、今後の需給の動向を見極めることができることなどから、売上高・経常損益・当期純損益ともに未定としております。

記

【修正の内容】

33頁

<修正前>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

<修正後>

(重要な後発事象)

当連結会計年度

(平成22年度4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害の賠償

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害につきまして、わが国の原子力損害賠償制度上、当社は原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）の要件を満たす場合、賠償責任を負うこととされております。また、その賠償額は原子力損害賠償紛争審査会（以下、審査会）が定める指針に基づいて算定されるなど、決算日時点では賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、平成23年3月期連結財務諸表に計上しておりません。

その中で、6月20日の審査会で決定した「東京電力㈱福島第一、第二原子力事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」では、避難等対象者の精神的損害の損害額の算定方法が具体的に定められました。これによる、避難等対象者の精神的苦痛に対する事故収束見込み期間までの損害額の現時点での見積額は880億円となります。

なお、こうした賠償を実施するため、現在、「原子力損害賠償支援機構法（平成23年6月14日閣議決定）」が国会に提出されております。

2. 福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋

当社グループは、東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を災害損失引当金に計上しておりますが、平成23年6月17日に当社ホームページを通じて公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における当面の取組みのロードマップに掲げた目標であるステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっている）及びステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている）に係る個々の対策内容について、至近での取り組みを反映した結果、平成23年5月17日に公表した5つの分野（「冷却」、「抑制」、「除染・モニタリング」、「余震対策等」、「環境改善」）と8つの課題（「原子炉」、「燃料プール」、「滞留水」、「大気・土壤」、「測定・低減・公表」、「地下水」、「津波・補強・他」、「生活・職場環境」）から、1つの課題（「放射線管理・医療」）を追加し、5つの分野と9つの課題に再整理したうえで、課題に係る対策数を76対策から81対策へ変更しております。

この状況変化に伴い、原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用または損失に係る費用の見積りを行った結果、災害損失引当金（8,317億円）は、380億円増加する見込みとなります。

以上